

答 申 第 281 号
平成20年 8月21日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年12月5日付け健福第5242号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成19年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成19年3月26日付け健福第732号の4で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成19年3月26日付け健福第732号の4で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は健康福祉部の幹部及び地域振興担当部長らの山武地域医療問題について、重大な県の意向を地元首長等関係者に伝えるために行われた旅行に係るもの内、当該旅行の成果を記した復命書を求めたものである。この旅行が軽易であるならば幹部が複数人で地元には押しかける必要は全くない。当該旅行の重要性にかんがみて復命書の不存在は考えられず、異議申立人は復命書が隠蔽されていると判断する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定について

開示請求に係る行政文書を保有していないため、行政文書の全部を開示しないことを決定したものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、当該旅行の重要性にかんがみて復命書の不存在は考えられず、当該文書が隠蔽されていると判断する旨主張する。しかしながら、本件決定に係る旅行は、率直な意見交換を行うための面談であること、また、部長から知事並びに副知事へ口頭で報告をしたことから、開示請求に係る行政文書については、作成しておらず保有していないため不開示としたものである。異議申立人は当該文書が隠蔽されていると主張するが、この主張には根拠がないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件異議申立てについて

異議申立人は、平成19年2月22日付けで「2007年1月24日に〇〇〇〇

地域振興担当部長、及び健康福祉部長以下数名の職員が、山武地域の医療問題にかかわって当該地域自治体首長を含む職員と面談するために旅行したことに關する次の情報（旅先で合流した場合も含む） 4. 復命書」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関が本件決定を行ったところ、平成19年5月24日付けで異議申立てがされたものである。

2 本件請求に係る行政文書について

本件請求に対し、異議申立人は、当該旅行の重要性にかんがみて復命書の不存在は考えられないと主張する。これに対し、実施機関は、率直な意見交換を行うための面談であること、また、部長から知事並びに副知事へ口頭で報告をしたので復命書は作成していないと説明していることから、以下、本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

(1) 千葉県職員服務規程(平成17年訓令第5号)第15条第3項によれば、「旅行を命ぜられた職員は、当該旅行から帰任した場合には、帰任した日から5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、当該旅行が上司に随行した場合又は用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には口頭で復命させることができる。」と規定されている。

また、千葉県行政文書管理規則（平成13年規則第30号。以下「文書管理規則」という。）第3条第1項によれば、「本庁及び出先機関の事務の処理は、行政文書によることを原則とする。」と規定されている。

(2) 実施機関は、本件決定に係る旅行の復命については、部長から知事並びに副知事へ口頭による報告がなされているので、復命書は作成しなかったと説明する。

(3) しかしながら、地域の医療問題という地域住民にとって大変関心の高い事柄について、県の部長が複数人で地域の市長と面談することは、重大な任務と思われることから、軽易な事項とはいいがたいものと考えられる。

(4) また、文書管理規則の定めがあるにもかかわらず、復命書その他何ら記録の作成は行わなかったと説明する実施機関の対応は、県民への説明責任を有する県の対応としては不適切であったといわざるを得ない。

(5) そこで、当審査会が、念のため本件請求に係る行政文書として特定すべき文書について、書面で改めて確認を求めたところ、実施機関から、復命書の趣旨を満たす行政文書を簿冊ファイルで検索したが、該当する行政文書は見つからず不存在である旨の回答を得たところである。

(6) したがって、本件請求に係る行政文書は保有していないとする実施機関の説明は、これを覆すに足る事情も見だし難く、これを是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその余の主張

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結 論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書は存在しないものと認められるので、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 附言

文書管理規則第3条第1項は、「本庁及び出先機関の事務の処理は、行政文書によることを原則とする。」と規定していることを考えれば、本件のように地域住民にとって大変関心の高い事柄に関する旅行について、口頭による報告のみで、復命書その他何ら記録を残さないとする扱いは、県が負うべき説明責任の観点から妥当性を欠くものである。

県として、その諸活動を県民に説明する責務を全うする上でも、今後、このような文書の作成については、十分に配慮されるよう要請する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 12. 5	諮問書の受理
20. 2. 8	実施機関の理由説明書の受理
20. 5. 27	審議
20. 6. 24	審議
20. 7. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁 護 士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年7月29日現在)